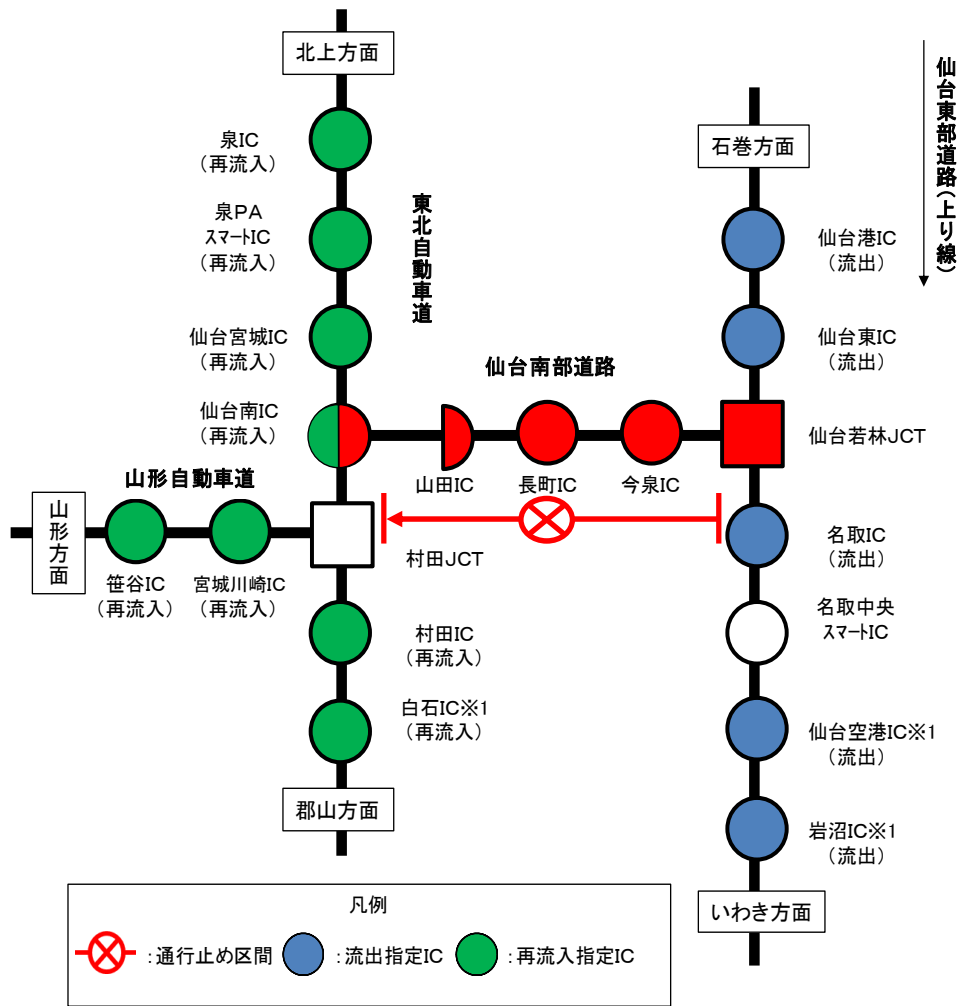


乗継料金調整について(夜間通行止め区間)

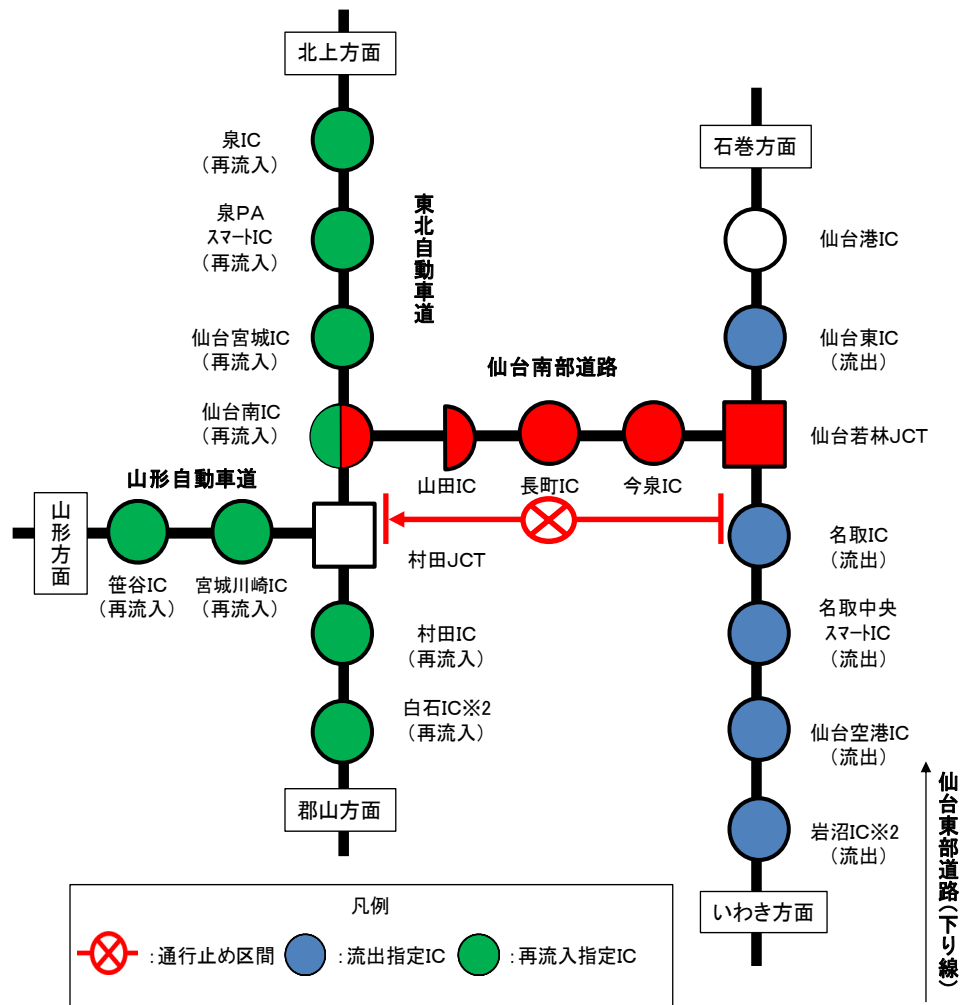
乗継料金調整の対象となるICは下図「流出IC」、「再流入IC」を利用した場合のみとなります。

仙台東部道路(上り線)をご利用され、東北自動車道および山形自動車道へ走行される場合



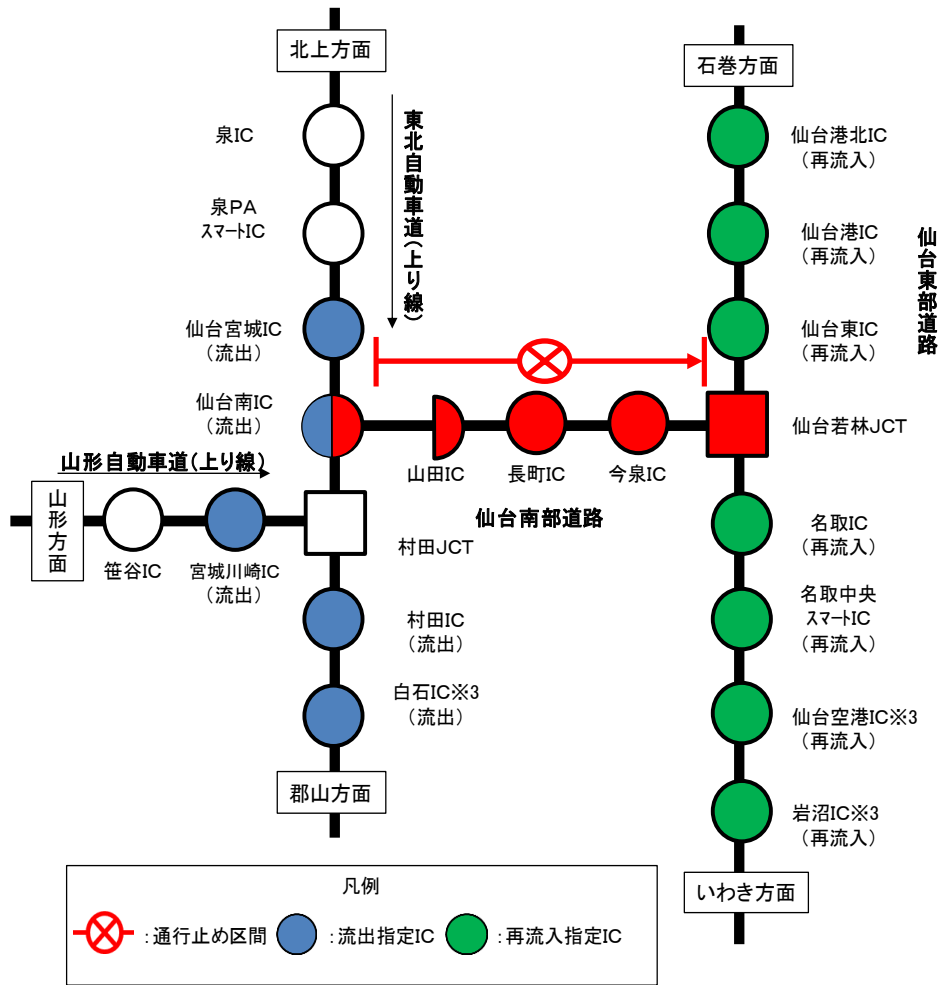
※1 仙台空港ICまたは岩沼ICで流出した場合、白石ICからの再流入のみ乗継調整適用

仙台東部道路(下り線)をご利用され、東北自動車道および山形自動車道へ走行される場合



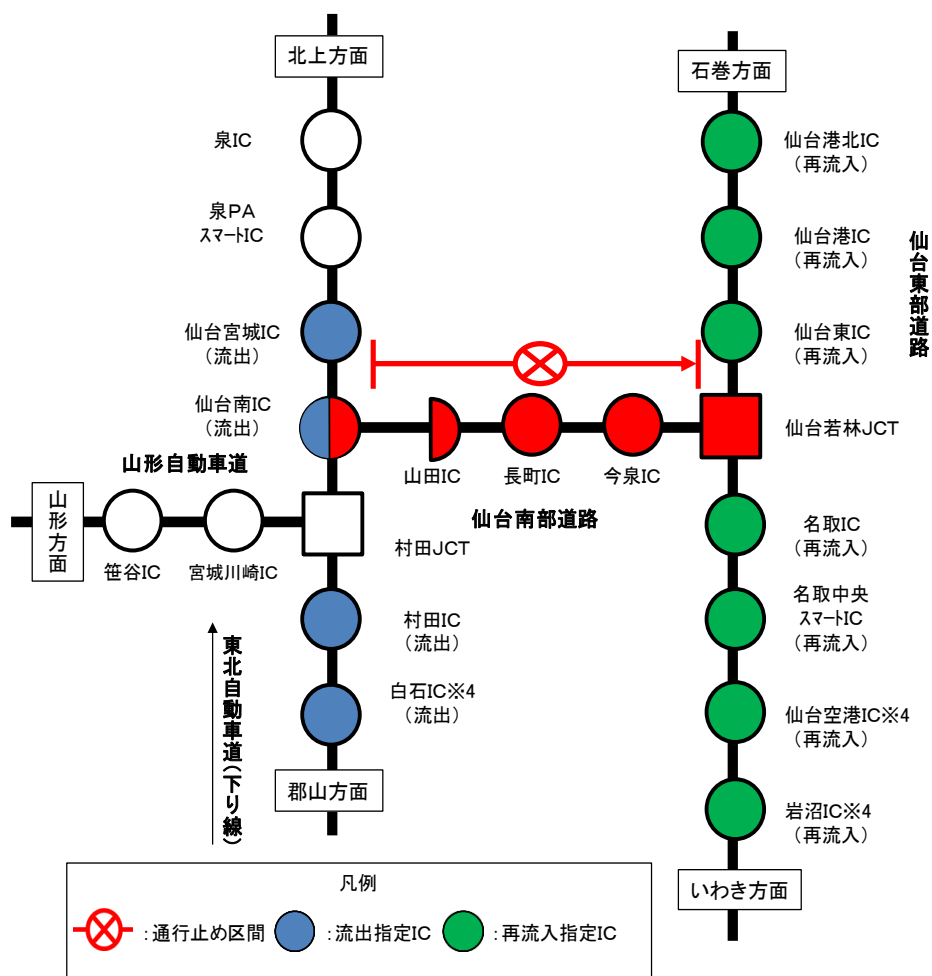
※2 岩沼ICで流出した場合、白石ICからの再流入のみ乗継調整適用

東北自動車道(上り線)および山形自動車道(上り線)をご利用され、仙台東部道路へ走行される場合



※3 白石ICで流出した場合、仙台空港ICまたは岩沼ICからの再流入のみ乗継調整適用

東北自動車道(下り線)をご利用され、仙台東部道路へ走行される場合



※4 白石ICで流出した場合、仙台空港ICまたは岩沼ICからの再流入のみ乗継調整適用

◆乗継料金調整のご利用方法

《ETCのお客さま》

- ETCをご利用のお客さまは、流出ICを無線走行していただき、再流入ICも無線走行をお願いします。(ETC車には「乗継証明書」は発行されません)
- 乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用します。
なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。

《現金等のお客さま》

- 現金等でお支払いのお客さまは、流出ICで「乗継証明書」をお受け取りいただき、再流入ICで通行券をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と通行券をお渡ください。

◆乗継料金調整に関する注意事項

※通行止め区間内のICで流出、もしくは通行止め解除後に再流入された場合も、乗継料金調整を行います

※通行止め解除後は、流出ICから流入されても乗継料金調整を行います。

※スマートICはETC車のみ利用可能です。